

構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件

	平成 13 年 10 月 15 日	国土交通省告示第 1541 号
改正	平成 16 年 9 月 29 日	国土交通省告示第 1180 号
改正	平成 19 年 5 月 18 日	国土交通省告示第 626 号
改正	平成 27 年 6 月 30 日	国土交通省告示第 816 号
改正	平成 27 年 8 月 4 日	国土交通省告示第 910 号
最終改正	平成 28 年 6 月 1 日	国土交通省告示第 790 号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の三の規定に基づき、構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。）により設けられるものを用いる場合における国土交通大臣が定める技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を次のように定める。

構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件

第一 構造耐力上主要な部分である壁に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁の構造方法は、次の各号に定めるところによる。

- 一 耐力壁は、外壁又は間仕切壁のそれぞれについて、木質接着複合パネル（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十三号に規定する木質接着複合パネルをいう。以下同じ。）を使用するものとこれ以外の工法によるものとを併用してはならない。
- 二 耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように、釣合い良く配置しなければならない。この場合において、耐力壁の負担する鉛直力を負担する柱又は耐力壁以外の壁（常時作用している荷重（固定荷重と積載荷重との和（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたものとする。）によって生ずる応力度が、当該柱又は耐力壁以外の壁の各断面の長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことが確かめられたものに限る。）を設ける場合においては、当該耐力壁にかえて当該柱又は耐力壁以外の壁を配置することができる。
- 三 二階部分又は三階部分に耐力壁を設けず当該部分を小屋裏とする場合においては、直下階の構造耐力上主要な部分が当該小屋裏の荷重を直接負担する構造としなければならない。
- 四 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。）に規定する寸法型式二〇四、二〇五、二〇六、二〇八、三〇四、三〇六、四〇四、四〇六若しくは四〇八に適合するも

の又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と床版の枠組材（床根太、端根太又は側根太をいう。以下同じ。）、頭つなぎ、まぐさ受け若しくは筋かいの両端部との緊結及び下枠若しくは上枠とたて枠との緊結に支障がないものとしなければならない。

五 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向につき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超える場合においては次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以下の場合においては次の表二の耐力壁の種類に掲げる区分に応じて当該耐力壁の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、平成十二年建設省告示第千三百五十一号に規定する面積をその階の床面積に加えた面積）に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によって指定した区域内における場合においては、次の表二に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）からその階の床面からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

表一

	耐力壁の種類	倍率
(一)	構造用合板若しくは化粧ばり構造用合板（合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第二百三十三号。以下「合板規格」という。）に規定する特類又は一類（屋外に面する部分（防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。）又は湿潤状態となるおそれのある部分（常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。）に用いる場合は特類に限る。）をいう。以下「構造用合板等」という。）のうち厚さ七・五ミリメートル以上の一級若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号。以下「構造用パネル規格」という。）に規定する一級、二級、三級又は四級をいう。以下同じ。）、ハードボード（日本工業規格（以下「JIS」という。）A五九〇五（繊維版）一九九四に規定するハードファイバーボードの三五タイプ又は四五タイプをいう。以下同じ。）のうち厚さ七ミリメートル以上のもの又はパーティクルボード（JIS A五九〇八（パーティクルボード）一九九四に規定する一八タイプ、一三タイプ、二四一〇タイプ、一七・五一一〇・五タイプ又は三〇一五タイプをいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	三
(二)	構造用合板等のうち厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の二級又はハードボードのうち厚さ五ミリメートル以上七ミリメートル未満のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	二・五
(三)	構造用せっこうボードA種（JIS A六九〇一（せっこうボード製品）二〇〇五に規定する構造用せっこうボードA種をいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	一・七
(四)	構造用せっこうボードB種（JIS A六九〇一（せっこうボード製品）二〇〇五に規定する構造用せっこうボードA種をいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はフレキシブル板（JIS A五四三〇（繊維強化セメント板）二〇〇一に規定するフレキシブル板をいう。以下同じ。）のうち厚さ六ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	一・五
(五)	強化せっこうボード（JIS A六九〇一（せっこうボード製品）二〇〇五に規定する強化せっこうボードをいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	一・三

(六)	せっこうボード（JIS A 六九〇一（せっこうボード製品）二〇〇五に規定するせっこうボードをいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はシージングボード（JIS A 五九〇五（繊維板）一九九四に規定するシージングボードをいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	一
(七)	(一)から(六)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁	(一)から(六)までのそれぞれの数値と(一)から(六)までのそれぞれの数値との和（五を超えるときは、五）
(八)	厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	〇・五
(九)	(一)から(七)までに掲げる耐力壁と(八)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁	(一)から(七)までのそれぞれの数値と(八)の数値との和（五を超えるときは、五）

表一一二

	耐 力 壁 の 種 類	倍 率
(一)	構造用合板等のうち厚さ九ミリメートル以上の一級を片側全面に打ち付けた耐力壁	三・五
(二)	構造用合板等のうち厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の一級若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、ハードボードのうち厚さ七ミリメートル以上のもの、パーティクルボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又は構造用パネルを片側全面に打ち付けた耐力壁	三
(三)	構造用合板等で厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の二級、ハードボードで厚さ五ミリメートル以上七ミリメートル未満のもの又は硬質木片セメント板で厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	二・五
(四)	フレキシブル板のうち厚さ六ミリメートル以上のもの又はパルプセメント板（JIS A 五四一四（パルプセメント板）一九九三に規定する一・〇板をいう。以下同じ。）のうち厚さ八ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	二
(五)	構造用せっこうボードA種のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	一・七
(六)	構造用せっこうボードB種のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片面全面に打ち付けた耐力壁又は厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片側全面に斜めに打ち付けた耐力壁	一・五
(七)	強化せっこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	一・三
(八)	せっこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はシージングボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はラスシート（角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上のものに限る。）を片側全面に打ち付けた耐力壁	一
(九)	厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片側全面に横に打ち付けた耐力壁	〇・五
(十)	(一)から(九)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁	(一)から(九)までのそれぞれの数値と(一)から(九)までのそれぞれの数値との和（五を超えるときは、五）
(十一)	厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	〇・五

(十二)	(一)から(十)までに掲げる耐力壁と(十一)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁	(一)から(十)までのそれぞれの数値と(十一)の数値との和（五を超えるときは、五）
------	----------------------------------------	-------------------------------------------

表二

	建築物	階の床面積に乗ずる数値（単位 一平方メートルにつきセンチメートル）									
		地階を除く階数が一の建築物（以下「平屋建ての建築物」という。）			地階を除く階数が二の建築物（以下「二階建ての建築物」という。）		地階を除く階数が三の建築物で、三階部分に耐力壁を設けず当該部分を小屋裏とし、かつ、三階の床面積が二階の床面積の二分の一以下の建築物（以下「三階建ての小屋裏利用建築物」という。）		地階を除く階数が三の建築物で、上欄に掲げる建築物以外のもの（以下「三階建ての建築物」という。）		
		一階	二階	三階	一階	二階	一階	二階	三階		
(一)	令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域（以下単に「多雪区域」という。）以外の区域における建築物	屋根を金属板、石板、木板その他これらに類する軽い材料でふいたもの	一一	二九	一五	三八	二五	四六	三四	一八	
	屋根をその他の材料でふいたもの	一五	三三	二一	四二	三〇	五〇	三九	二四		
(二)	多雪区域における建築物	令第八十六条第一項に規定する垂直積雪量（以下単に「垂直積雪量」という。）が一メートルの区域におけるもの	二五	四三	三三	五二	四二	六〇	五一	三五	
		垂直積雪量が一メートルを超え二メートル未満の区域におけるもの	二五と三九とを直線的に補間した数値	四三と五七とを直線的に補間した数値	三三と五一とを直線的に補間した数値	五二と六六とを直線的に補間した数値	四二と六〇とを直線的に補間した数値	六〇と七四とを直線的に補間した数値	五一と六八とを直線的に補間した数値	三五と五五とを直線的に補間した数値	
		垂直積雪量が二メートルの区域におけるもの	三九	五七	五一	六六	六〇	七四	六八	五五	

この表において、屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が三十度を超える建築物又は雪下ろしを行う慣習のある地方における建築物については、垂直積雪量をそれぞれ次のイ又はロに定める数値とみなして(二)を適用した場合における数値とすることができる。この場合において、垂直積雪量が一メートル未満の区域における建築物とみなされるものについては、平屋建て建築物にあっては二五と三九とを、二階建ての建築物の一階にあっては四三と五七とを、二階建ての建築物の二階にあっては三三と五一とを、三階建ての小屋裏利用建築物の一階にあっては五二と六六とを、三階建ての小屋裏利用建築物の二階にあっては四二と六〇とを、三階建ての建築物の一階にあっては六〇と七四とを、三階建ての建築物の二階にあっては五一と六八とを、三階建ての建築物の三階にあっては三五と五五とをそれぞれ直線的に延長した数値とする。

イ 令第八十六条第四項に規定する屋根形状係数を垂直積雪量に乗じた数値（屋根の勾配が六十度を超える場合は、〇）

ロ 令第八十六条第六項の規定により積雪荷重の計算に用いられる垂直積雪量の数値

表三

	区 域	見付面積に乗ずる数値（単位 一平方メートルにつきセンチメートル）
(一)	特定行政庁がその地方における過去の風の記録を考慮してしばしば強い風が吹くと認めて規則で指定した区域	五〇を超え、七五以下の範囲において特定行政庁がその地方における風の状況に応じて規則で定めた数値
(二)	(一)に掲げる区域以外の区域	五〇

六 耐力壁線相互の距離十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は四十平方メートル以下としなければならない。ただし、床版の枠組材と床材とを緊結する部分を構造耐力上有効に補強した場合にあっては、当該水平投影面積を六十平方メートル以下（耐力壁線により囲まれた部分の長辺の長さに対する短辺の長さの比が二分の一を超える場合にあっては七十二平方メートル）とすることができることとする。

七 外壁の耐力壁線相互の交さる部分（以下この号及び第三第二号において「交さ部」という。）には、長さ九十センチメートル以上の耐力壁を一以上設けなければならない。ただし、交さ部を構造耐力上有効に補強した場合において、交さ部に接する開口部又は交さ部からの距離が九十センチメートル未満の開口部で、幅（交さ部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を設ける場合は、それらの幅の合計とする。）が四メートル以下のものを設けるときは、この限りでない。

八 耐力壁のたて枠相互の間隔は、次の表に掲げる数値以下（たて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六、三〇六若しくは四〇六号に適合する製材又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅百四十ミリメートル以上の製材を使用する耐力壁については、五十センチメートル（当該耐力壁を三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物に用いる場合については、六十五センチメートル）以下、たて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇八若しくは四〇八に適合する製材又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅百八十四ミリメートル以上の製材を使用する耐力壁については、六十五センチメートル以下）としなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、たて枠相互の間隔は、当該計算に用いた数値（当該耐力壁に木質断熱複合パネルを用いる場合を除き、当該数値が六十五センチメートルを超えるときは、六十五センチメートル）とすることができる。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「耐力壁」と読み替えて計算を行うものとする。

建 築 物		三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物（単位センチメートル）	三階建ての建築物の二階、三階建ての小屋裏利用建築物の二階又は二階建ての建築物の一階（単位センチメートル）	三階建ての小屋裏利用建築物の一階（単位センチメートル）	
(一)	多雪区域以外の区域における建築物	六五	五〇	四五	
(二)	多雪区域における建築物	垂直積雪量が一メートルの区域におけるもの	五〇	四五	三五
		垂直積雪量が一メートルを超え一・五メートル以下の区域におけるもの	五〇	三五	三一
		垂直積雪量が一・五メートルを超え二メートル以下の区域におけるもの	四五	三五	三一

この表において、屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が三十度を超える建築物又は雪下ろしを行う慣習のある地方における建築物については、垂直積雪量がそれぞれ第五号の表一のイ又はロに定める数値の区域における建築物とみなして、この表の(二)を適用した場合における数値とすることができる。この場合において、垂直積雪量が一メートル未満の区域における建築物とみなされるものについては、次の表のとおりとする。

建 築 物	三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物（単位センチメートル）	三階建ての建築物の二階、三階建ての小屋裏利用建築物の二階又は二階建ての建築物の一階（単位センチメートル）	三階建ての小屋裏利用建築物の一階（単位センチメートル）
垂直積雪量が五十センチメートル以下の区域における建築物とみなされるもの	五〇	五〇	四五
垂直積雪量が五十センチメートルを超え一メートル未満の区域における建築物とみなされるもの	五〇	四五	四一

九 各耐力壁の隅角部及び交さ部には次に定めるところによりたて枠を用いるものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効に緊結しなければならない。

イ たて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五又は三〇四に適合する製材のみを使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合には、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇四又は三〇四に適合する製材を三本以上

ロ たて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合には、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材をそれぞれ二本以上

ハ イ及びロ以外の場合にあっては、次に定めるところによる。

(1) たて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六に適合する製材又は厚さが三十八ミリメートルを超え、幅が百四十ミリメートルを超える製材を使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔

が五十センチメートル以下となる耐力壁又は三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階若しくは平屋建ての建築物の耐力壁のためたて桝相互の間隔が六十五センチメートル以下となる耐力壁に使用する場合には、たて桝組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六に適合する製材を三本以上又は厚さが三十八ミリメートルを超え、幅が百四十ミリメートルを超える製材を二本以上

(2) たて桝にたて桝組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇八に適合する製材又は厚さが三十八ミリメートルを超え、幅が百八十四ミリメートルを超える製材を使用し、かつ、耐力壁のためたて桝相互の間隔が六十五センチメートル以下となる耐力壁に使用する場合には、たて桝組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇八に適合する製材を三本以上（三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物の耐力壁のためたて桝相互の間隔が六十五センチメートル以下となる耐力壁に使用する場合には二本以上）又は厚さが三十八ミリメートルを超え、幅が百八十四ミリメートルを超える製材を二本以上

十 屋外に面する部分で、かつ、隅角部又は開口部の両端の部分にある耐力壁のためたて桝は、直下の床の桝組に金物（くぎを除く。以下同じ。）又は壁材で構造耐力上有効に緊結しなければならない。

十一 耐力壁の上部には、当該耐力壁の上桝と同寸法の断面を有する頭つなぎを設け、耐力壁相互を構造耐力上有効に緊結しなければならない。ただし、当該耐力壁の上桝と同寸法以上の断面を有する床版の桝組材を当該上桝に緊結し、耐力壁相互を構造耐力上有効に緊結する場合には、この限りでない。

十二 耐力壁線に設ける開口部の幅は四メートル以下とし、かつ、その幅の合計は当該耐力壁線の長さの四分の三以下としなければならない。

十三 幅九十センチメートル以上の開口部の上部には、開口部を構成するたて桝と同寸法以上の断面を有するまぐさ受けによってささえられたまぐさを構造耐力上有効に設けなければならない。ただし、構造耐力上有効な補強を行った場合には、この限りでない。

十四 筋かいには、欠込みをしてはならない。

十五 壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ（第十一号ただし書の規定により耐力壁の上桝と床版の桝組材とを緊結する場合には、当該床版の桝組材。以下この号において同じ。）又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合には、この限りでない。

	緊結する部分		緊 結 の 方 法			許容せん断耐力
			くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	
(一)	たて桝と上桝又は下桝		CN 九〇 CNZ 九〇	二本	—	一箇所当たり 千ニュートン
			CN 七五 CNZ 七五 BN 九〇 CN 六五 CNZ 六五 BN 七五	三本		
			BN 六五	四本		
(二)	下桝と床版 の桝組材	三階建ての 建築物の一 階	CN 九〇 CNZ 九〇	—	二十五センチメートル以下	一メートル当たり 三千二百ニュートン
			BN 九〇	—	十七センチメートル以下	
		その他の階	CN 九〇 CNZ 九〇	—	五十センチメートル以下	一メートル当たり 千六百ニュートン
			BN 九〇	—	三十四センチメートル以下	

(三)	上枠と頭つなぎ	CN 九〇 CNZ 九〇	—	五十センチメートル以下	一メートル当たり 千六百ニュートン
		BN 九〇	—	三十四センチメートル以下	
(四)	たて枠とたて枠又はまく さ受け	CN 七五 CNZ 七五	—	三十センチメートル以下	一メートル当たり 二千二百ニュートン
		BN 七五	—	二十センチメートル以下	
(五)	壁の枠組材と筋かいの両 端部	CN 六五 CNZ 六五	下枠, たて 枠及び上枠 二本	—	一箇所当たり 千百ニュートン
		BN 六五	下枠, たて 枠及び上枠 三本		
この表において、くぎの種類欄に掲げる記号は、JIS A 五五〇八（くぎ）一二〇〇五に規定する規格を表すものとする。以下第二第七号の表において同様とする。					

十六 壁の枠組材と壁材とは、次の表に掲げる通り緊結しなければならない。

壁材の種類	くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの本数	くぎ又はねじの間隔
構造用合板, 化粧ばり構造用合板, パーティクルボード, ハードボード, 構造用パネル, 硬質木片セメント板又はラスシート	CN 五〇 CNZ 五〇	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下, その他の部分は二十センチメートル以下
	BN 五〇	—	
パルプセメント板	GNF 四〇 SF 四五	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下, その他の部分は二十センチメートル以下
せっこうボード	GNF 四〇 SF 四五 WSN DTSN	—	
シーリングボード	SN 四〇	—	
フレキシブル板	GFN 四〇 SF 四五	—	壁材の外周部分は十五センチメートル以下, その他の部分は三十センチメートル以下
製 材	CN 五〇 CNZ 五〇	下枠, たて枠及び上 枠二本	—
	BN 五〇	下枠, たて枠及び上 枠三本	
この表において、SF 四五, CN 五〇, CNZ 五〇, BN 五〇, GNF 四〇及び SN 四〇は、それぞれ JIS A 五五〇八（くぎ）一二〇〇五に規定する SF 四五, CN 五〇, CNZ 五〇, BN 五〇, GNF 四〇及び SN 四〇を、WSN は、JIS B 一一一二（十字穴付き木ねじ）一九九五に適合する十字穴付き木ねじであって、呼び径及び長さが、それぞれ三・八ミリメートル及び三十二ミリメートル以上のものを、DTSN は、JIS B 一一二五（ドリリングタッピンねじ）二〇〇三に適合するドリリングタッピンねじであって、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれトランペット、四・二ミリメートル及び三十ミリメートル以上のものを表すものとする。			

十七 地階の壁は、一体の鉄筋コンクリート造（二以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を緊結したものを含む。）としなければならない。ただし、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分以外の壁は、これに作用する荷重及び外力に対して、第二号及び第四号から前号までの規定に準じ、構造耐力上安全なものとした枠組壁工法による壁とすることができる。

第二 構造耐力上主要な部分である床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準

に適合する当該床版の構造方法は、次の各号に定めるところによる。

- 一 床根太、端根太及び側根太の寸法は、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、二一〇、二一二若しくは三〇六に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅百四十ミリメートル以上のものであって、かつ、床根太、端根太若しくは側根太と土台、頭つなぎ若しくは床材との緊結に支障がないものとしなければならない。
- 二 床根太の支点間の距離は、八メートル以下としなければならない。この場合において、床根太に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二一二に適合するもの又は辺長比（当該床根太に使用する製材の厚さに対する幅の比をいう。）が二百八十六を三十八で除した数値より大きい数値の製材を使用する場合（当該床根太を二以上緊結して用いる場合又は床根太の支点間の距離を四・五メートル未満とする場合を除く。）にあつては、三メートル以下ごとに転び止を設けなければならない。
- 三 床根太相互及び床根太と側根太との間隔（以下「床根太間隔」という。）は、六十五センチメートル以下としなければならない。
- 四 床版に設ける開口部は、これを構成する床根太と同寸法以上の断面を有する床根太で補強しなければならない。
- 五 二階又は三階の耐力壁の直下に耐力壁を設けない場合においては、当該耐力壁の直下の床根太は、構造耐力上有効に補強しなければならない。
- 六 床材は、厚さ十五ミリメートル以上の構造用合板等、厚さ十八ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級のものに限る。）としなければならない。ただし、床根太間隔を五十センチメートル以下とする場合においては、厚さ十二ミリメートル以上の構造用合板等、厚さ十五ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級、二級又は三級（床根太相互又は床根太と側根太との間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、同規格に規定する一級又は二級）のものに限る。）と、床根太間隔を三十一センチメートル以下とする場合においては、厚さ十八ミリメートル以上の硬質木片セメント板と、それぞれすることができる。
- 七 床版の各部材相互及び床版の枠組材と土台又は頭つなぎ（第一第十一号ただし書きの規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材とを緊結する場合にあつては、当該上枠。以下この号において同じ。）とは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

	緊結する部分		緊 結 の 方 法			許容せん断耐力
			くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	
(一)	床根太と土台又は頭つなぎ		CN 七五 CNZ 七五	二本	—	一箇所あたり 千百ニュートン
			CN 六五 CNZ 六五 BN 七五	三本		
			BN 六五	四本		
(二)	端根太又は側根太と土台又は頭つなぎ	地階を除く階数が三の建築物の一階	CN 七五 CNZ 七五	—	二十五センチメートル以下	一メートル当たり 二千二百ニュートン
			BN 七五	—	十八センチメートル以下	
	その他の階	CN 七五 CNZ 七五	—	五十センチメートル以下	一メートル当たり 千百ニュートン	
		BN 七五	—	三十六センチメートル以下		

(三)	床版の枠組材と床材	床材の外周部分	CN 五〇 CNZ 五〇	—	十五センチメートル以下	一メートル当たり 二千八百ニュートン
			BN 五〇	—	十センチメートル以下	
		その他の部分	CN 五〇 CNZ 五〇	—	二十センチメートル以下	一メートル当たり 二千百ニュートン
			BN 五〇	—	十五センチメートル以下	

八 次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条六第二号及び第三号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。

イ 二階以上の階の床版を鉄筋コンクリート造とする場合

ロ 二階以上の階の床根太に軽量 H 形鋼（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号口に規定する軽量 H 形鋼をいう。以下同じ。）を使用する場合

九 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。

イ 一階の床版を鉄筋コンクリート造とする場合

ロ 床ばり又はトラスを用いる場合

ハ 床版に木質断熱複合パネル（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第十二号に規定する木質断熱複合パネルをいう。）を使用する場合

ニ 床版に木質接着複合パネルを使用する場合

ホ 床根太、端根太又は側根太に木質接着成形軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。）又は木質複合軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十一号に規定する木質複合軸材料をいう。）を使用する場合

ヘ 床根太に薄板軽量形鋼（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二号第四号に規定する薄板軽量形鋼をいう。）を使用する場合

ト 一階の床根太に軽量 H 形鋼を使用する場合

十 前二号に掲げるもののほか、大引き又は床つかを用いる場合において、当該大引き又は床つか及びそれらの支持する床版に常時作用している荷重（固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたものとする。)) によって生ずる応力度が、当該大引き又は床つか及びそれらの支持する床版の各断面の長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は適用しない。

第三 第一号及び第二で定めるもののほか、次に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた構造耐力上主要な部分である壁及び床版に枠組壁工法により設けられるものを用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）については、次の各号に掲げるところによる。

一 次のイ及びロに該当する建築物等については、第一及び第二の規定（第二第一号の規定を除く。）は適用しない

イ 次の(1)から(5)までに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(1) 令第八十二条各号に定めるところによること。

(2) 構造耐力上主要な部分に使用する構造部材相互の接合部がその部分の存在応力を伝えることができるものであることを確かめること。

(3) 建築物等の地上部分について、令第八十七条第一項に規定する風圧力（以下「風圧力」という。）によって各階に生じる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（風圧力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっては、百二十百分の一）以内であることを確かめること。

- (4) 建築物等の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力（以下「地震力」という。）によって各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十百分の一）以内であることを確かめること。
- (5) 建築物等の地上部分について、令第八十二条の三各号に定めるところによること。この場合において、耐力壁に木質接着複合パネルを用いる場合にあつては、同条第二号中「各階の構造特性を表すものとして、建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靱性を考慮して国土交通大臣が定める数値」とあるのは、「〇・五五以上の数値。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出した数値によることができる。」と読み替えるものとする。
- ロ 構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分
が、鉄筋コンクリート造、鉄骨造その他腐朽及びしろありその他の虫による害で構造耐力上支障のあるものを生ずるおそれのない構造であること。
- 二 次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第一第五号、第六号、第七号（交さ部に設けた外壁の耐力壁の長さの合計が九十センチメートル以上である場合に限る。）、第十二号、第十五号及び第十六号並びに第二第二号（床根太の支点間の距離に係る部分に限る。）及び第七号の規定は適用しない。
- イ 前号イ(1)及び(2)に定めるところによること。
- ロ 建築物等の地上部分について、令第八十二条の六第二号ロに定めるところによること。
- 三 第一号イ(1)及び(2)に定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第一第五号、第九号、第十一号、第十五号及び第十六号並びに第二第三号（床根太の間隔を一メートル以下とした場合に限る。）及び第七号の規定は適用しない。